

取扱注意

焼津市プレミアム付生活応援利用券
どこでもチケット3000

＜取扱店舗マニュアル＞

商品券利用可能期間

2020年7月10日（金）～2020年12月31日（木）

焼津市プレミアム付商品券事業実行委員会

（令和2年7月14日改訂）

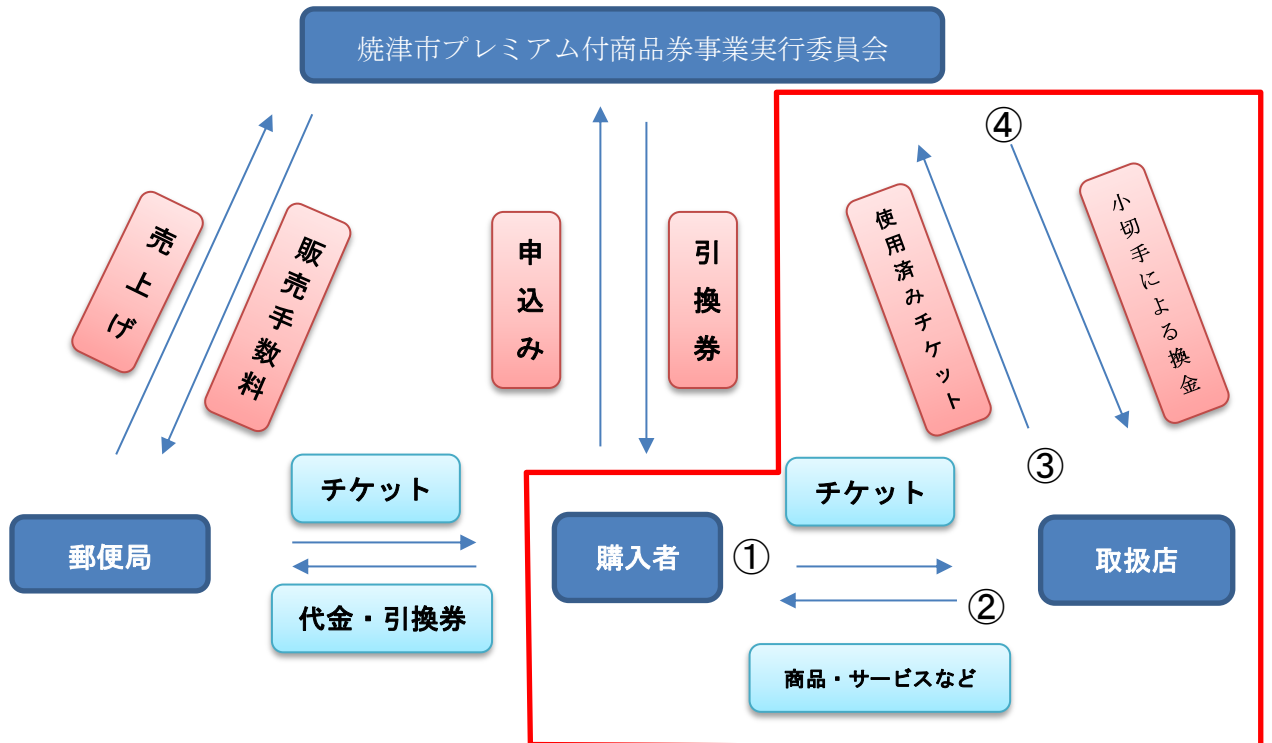
目次

1 事業概要	・・・2ページ
2 新型コロナウイルス感染症対策について	・・・3ページ
3 取扱店舗さま 配布物一覧	・・・4ページ
4 取扱店舗運営にあたってのお願い事項	・・・5ページ
5 利用券扱いについて①	・・・6ページ
6 利用券扱いについて②	・・・7ページ
7 利用券取扱注意事項	・・・8ページ
8 換金スケジュール	・・・9ページ
9 利用券の換金について	・・・11ページ
10 問い合わせ先	・・・12ページ

1 事業概要

商品券名称	焼津市プレミアム付生活応援利用券「どこでもチケット3000」
発行額	9千万円
発行冊数	3万冊
綴り構成	1,000円券×3枚 合計 3枚綴り/3,000円
販売価格	2,000円/1冊（消費税込み） ※ 50%プレミアム付（販売価格ベース）
有効期間	2020年7月10日（金）～2020年12月31日（木）
購入対象者	市内に在住・在勤する人
購入限度	1人3セットまで

プレミアム付生活応援利用券の流れ



※枠内が取扱店に関するものです。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

【感染防止のための取組】

○「三つの密」を避ける

- ・店舗内のこまめな換気
- ・席の間隔を空ける
- ・マスクの着用

○消毒の徹底

- ・手洗いや手指消毒
- ・店内の消毒（特にドアノブなど不特定多数が触る場所）
- ・家具や器具などの消毒
- ・衣服を清潔に保つ

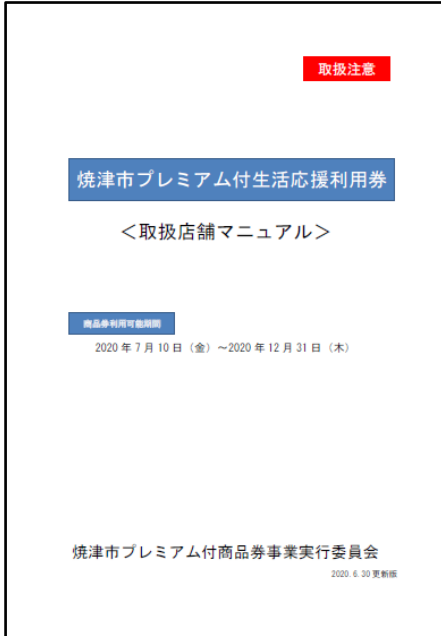
○従業員の健康管理の徹底

- ・検温など従業員の健康管理

○その他各業種による新型コロナウイルス感染症対策を
万全にお願いします。

3 取扱店舗さま 配布物一覧

①取扱店舗さま用マニュアル（本紙）



②取扱店舗用ポスター



③プレミアム付生活応援利用券受払書

(実行委員会控)

焼津市プレミアム付生活応援利用券

プレミアム付生活応援利用券受払書

令和 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

所在地 _____

下記金額に相当する商品券を添付します

商品券	1,000円×	枚				
換金金額	金					円

上記枚数の商品券を確かに受け取りました。

受付者名 _____

上記換金額記載の小切手を確かに受け取りました。(令和 年 月 日)

受領者名 _____

注) 事業所で各店舗分をまとめて記載しての換金請求も可能です。

4 取扱店舗運営にあたってのお願い事項

ポスター掲示のお願い

焼津市プレミアム付生活応援利用券利用可能ポスターは必ず店舗の消費者の見やすい場所へ貼ってください。



店舗独自の利用ルールがある場合の対応

お店独自で利用券を使えない商品を決める場合や、1回あたりの利用限度額を決める場合は、予め消費者が確認できるようにしてください。また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、利用券利用上限額などを定める場合も同様に、予め消費者が認識できるようにしてください(レジ、陳列棚、チラシなど)。

利用券の利用に関するトラブルについて

利用券の利用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店舗にてご対応をお願い致します。

※お困りの場合は、実行委員会にご相談ください。

利用券のデザイン使用には実行委員会の許可が必要になります。

実行委員会にお申し出ください。

5 利用券の取扱いについて（お客様とのやりとり）

お客様（消費者）への対応

①お会計（支払い額の提示）



②お客様（消費者）が利用券利用の意思

- 利用対象外の商品購入・サービス提供（当マニュアル）への利用は、お断りください。
- おつりを出せないことをお伝えください。
- 利用券で購入した商品の返品はできない旨を事前にお伝えください。
- 前払い方式で、その後精算が必要な商品購入・サービス提供（例：レンタカーの前払い金）に利用券を利用した場合、現金・商品券いずれでも精算出来ないことを必ず事前にお伝えください。



③偽造されたものでないかご確認ください。

- 「偽造防止加工の照合」「色合いが明らかに違う」など偽造された利用券と判別できる場合は、利用券の受け取りを拒否し速やかに警察へ通報するとともに、焼津市プレミアム付商品券事業実行委員会（電話：054-628-6251）へ連絡してください。



④お客様（消費者）より利用券をお受け取りください。

- お客様より冊子のまま受け取り、店員の方が必要枚数を切り取ることを原則とします。
ただし、コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、お客様が店員の方の目の前で冊子より切り取った場合、また冊子から切り取ったことが確認できる場合は商品券を受け取ってください。
不足分は、現金等で受領してください。

6 利用券の取扱いについて（実行委員会とのやりとり）

受け取った利用券の処理

⑤取扱店、利用日を記入してください。

- ・裏面の取扱店受付印（店名記載欄）、利用日を記入して大切に保管してください。



⑥小切手に換金してください。

- ・「焼津市プレミアム付生活応援利用券受払書」に提出者名など必要事項を記入し、社判と社印を捺印のうえ使用済チケットとともに下記の換金場所に提出してください。
- ・しずおか焼津信用金庫の銀行渡り小切手を振出しますので金融機関で手続きしてください。
- ・換金期間 令和2年8月4日（火）～令和3年1月28日（木）
- ・換金場所 焼津商工会議所 毎週火曜日（休日の場合は翌日）
大井川商工会 毎週木曜日
※年末年始の期間（12月28日～1月4日）は、受付しません。
- ・換金額 利用券1枚 1,000円

7 利用券取扱注意事項

※必ずお読みください

○有効期間（2020年7月10日～2020年12月31日）を過ぎた場合、プレミアム付き生活応援利用券は利用できません。

○生活応援利用券は商品の売買、サービス（役務）の提供の対価として、利用できません。

従って、利用券と現金の交換・売買は禁止されています。

また、釣り銭は出さないでください。

○利用券は以下のものは利用対象になりません。

- (1)出資や債務の支払い（有価証券、税金、振替代金、振込手数料、電気・ガス・電話、水道料金など）
- (2)金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自開発する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印刷、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- (3)たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5)土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料金（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7)風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに表する支払い
- (8)特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
- (9)本利用券の交換、譲渡又は売買
- (10)その他、各取扱店舗が指定するもの

※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる利用券の利用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。

※利用券の利用ができないものを独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、消費者が予め認識できるように明示してください。

8 換金スケジュール

換金場所 焼津商工会議所 毎週火曜日（休日の場合は翌日）
 大井川商工会 毎週木曜日
 ※年未年始の期間（12月28日～1月4日）は、受付しません。

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

換金場所 焼津商工会議所 毎週火曜日（休日の場合は翌日）
 大井川商工会 毎週木曜日
 ※年末年始の期間（12月28日～1月4日）は、受付しません。

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9 利用券の換金について

受付場所

焼津商工会議所 毎週火曜日（休日の場合は翌日）
大井川商工会 毎週木曜日
※年末年始の期間（12月28日～1月4日）は、受付しません。

期 間

令和2年8月4日（火）～令和3年1月28日（木）

手 順

- ①受け取った利用券の裏面に取扱店受付印（店名記載欄）、利用日を記入する。
- ②換金場所が開設している日に使用済利用券と「焼津市プレミアム付生活応援利用券受払書」を持参する。
- ③受払書に枚数、金額、受付者、受領者を記入し実行委員会に提出する。
- ④実行委員会が「しずおか焼津信用金庫」の銀行渡り小切手を振出す。
- ⑤小切手を持って金融機関で手続きしてください。

（ご利用に際してのご注意）

- ・有効期限：2020年7月10日～2020年12月31日まで。（有効期限を過ぎた場合は無効となります）
- ・本券は、「焼津市プレミアム付生活応援利用券取扱店」の表示のあるお店でご利用できます。
- ・本券は現金、または他の商品券とのお交換はできません。
- ・本券の釣り銭は出ません。
- ・取扱店等の際の返金はできません。
- ・本券は、以下のものにはご利用できません。

(1) たばこ
(2) 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書券、文具券、ギフト券などの各種商品券、切手、日紙、プリペイドカードなど）
(3) 出賃や債務の支払い（現金、振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
(4) 仕入れ等の事業資金等

・取扱い店舗は、右記ホームページの利用可能店舗一覧をご覧ください。（<http://www.yabucc.or.jp>）

取扱店受付印
（店名記載欄） 年 月 日

（実行委員会控）
焼津市プレミアム付生活応援利用券

プレミアム付生活応援利用券受払書
令和 年 月 日

事業所名
代表者名 印
所在地

下記金額に相当する商品券を添付します

商品券	1,000円×	枚
換金金額	金	円

上記枚数の商品券を確かに受け取りました。

受付者名 _____
上記換金額記載の小切手を確かに受け取りました。（令和 年 月 日）

受領者名 _____

注）事業所で各店舗分をまとめて記載しての換金請求も可能です。

※枠内を記入してください。

10 問い合わせ先

焼津市プレミアム付き商品券実行委員会

電話 054-628-6251

住所 焼津市焼津4丁目15番24号